



令和5年4月1日から4号建築物の一部を除き、消防同意は建築主(代理者:設計会社)様の持ち回り依頼でなく、建築主事又は指定確認検査機関からの依頼となります。

消防同意は、消防法第7条に基づき建築主事又は指定確認検査機関からの依頼に対して、消防機関が防火に関する専門家としての立場から防火対象物の火災予防について、消防法令等に適合しているか念入りに審査し、消防長(または一部消防署長)が「同意」することで予防行政の目的を達成しようとするものです。

消防同意は消防法により審査日数(4号建築物:同意を求められた日から**3日以内**、1~3号建築物:同意を求められた日から**7日以内**)が規定されており、また同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日が終了日となっております。



※ 1~3号建築物、4号建築物で消防用設備等の設置を要する建築物以外については、従来どおり、建築物を管轄する消防署長の同意となります。

※ 事前に消防用設備等の要/不要・建築物を管轄する消防署など、ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

大隅曾於地区消防組合 予防課

TEL 099-482-5577